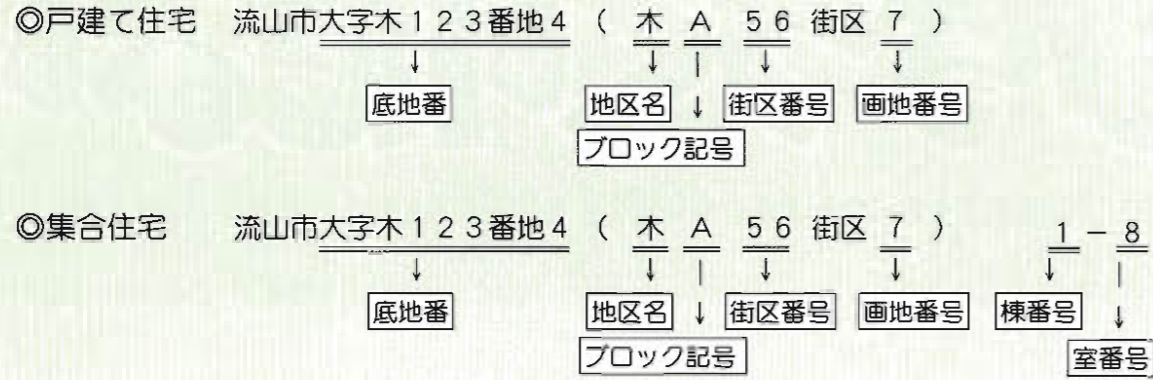


区画整理事業地区内における住民票の表示方法について

住民票の表示方法について

つくばエクスプレス沿線で進めている区画整理事業地区内における住所の表示方法について、流山市から住所表示を分りやすくするため、平成19年1月1日から事業期間中は住民票に底地番の他、地区名及び街区画地番号を表示する旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

《表示例》



住民登録について

- 1 対象者**

使用収益を開始している土地に住民登録する方を対象にします。
(使用収益が開始されていない土地に住まわれる方の住民登録は従来どおり、底地番のみとなります。)
 - 2 住民登録に必要なもの**

建築による「行為等許可申請書」の許可書をお渡す際に流山区画整理事務所から交付します「住民登録のお知らせ」が必要となります。
 - 3 住民登録の手続き**

住民登録の際、申請者が円滑に手続きできるようにするため、流山区画整理事務所からお渡しした「住民登録のお知らせ」を流山市役所市民課又は市内の出張所に持参してください。
 - 4 建売や賃貸物件の方へのお願い**

建売や賃貸物件の場合は、申請者に「住民登録のお知らせ」を交付いたしますので、申請者から購入者又は借主にお渡しして下さるようお願いいたします。
- ※ ご不明な点等ございましたら、流山区画整理事務所木地区換地課にお問い合わせください。

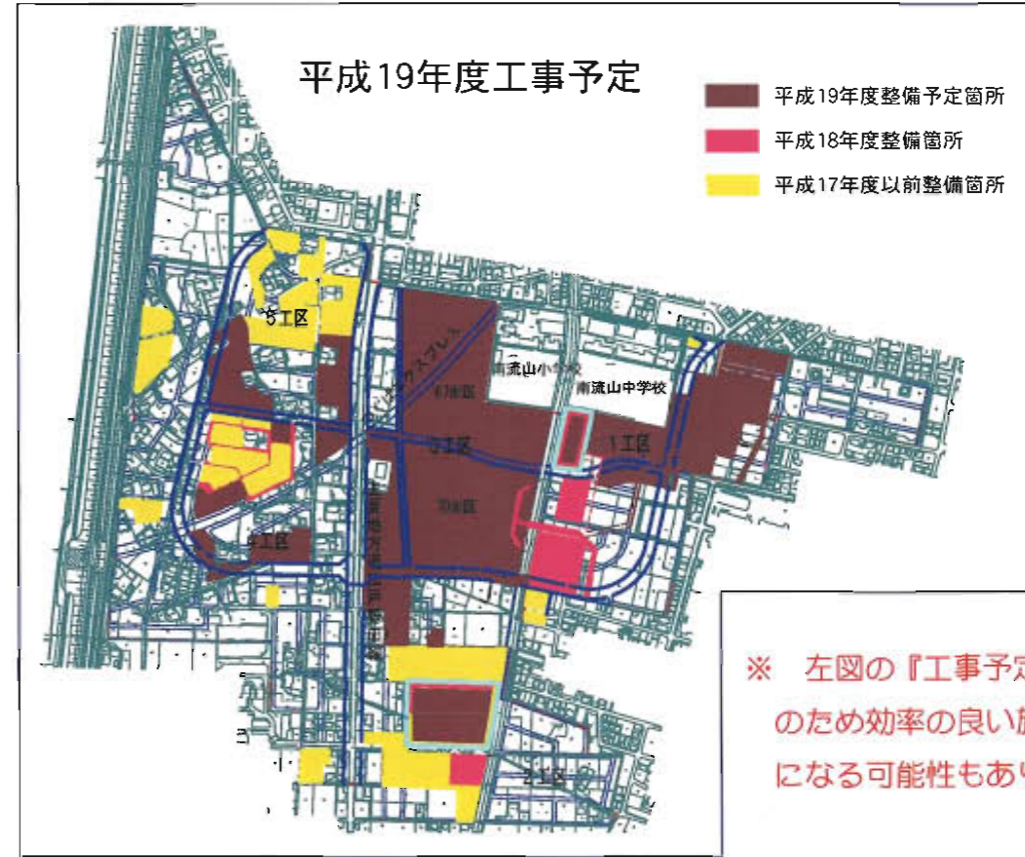
《平成19年度当初の予算》

平成19年度当初予算は、流山市からの下水道事業の受託事業も含めて、工事請負費、補償費など、27億6千1百万円を予定しております。平成18年度予算の20億6千3百万円と比較すると、1.33倍の伸びとなっております。

これにより、平成19年度末には、事業費換算で36.1パーセントの進捗となる見込みです。県住宅供給公社再建の課題もあることから、目途どおり事業期間内の平成26年度までに事業を完成させる予定です。

平成19年度工事の予定について

平成19年度の工事は、現在施工している右岸調整池、左岸調整池の工事を引き続き行うほか、都市計画道路の整備を進めるため、家屋の移転先となる、1工区、4工区、5工区の宅地造成工事を実施します。



また、集合住宅用地である3工区の67街区及び70街区の宅地造成工事にも着手します。



工事に必要な区域の仮換地で、一部未指定の方につきましては、工事実施時期が近づいてきましたらご説明に伺います。



※ 左図の『工事予定』については、早期事業完了のため効率の良い施工を検討しており、今後変更になる可能性もあります。

第3回審議会が開催されました

第3回流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会が、平成19年3月5日(月)流山区画整理事務所で開催されました。

議案は「仮換地指定について」、「土地区画整理審議会委員の辞任について」の諮問です。

《審議の内容は以下のとおりです》

今回の仮換地指定の諮問範囲は、図面の赤枠で囲まれた3つのブロックですが、主に67・70街区の集合住宅用地整備に関連する土地について、13件の仮換地指定の諮問をいたしました。

また、所有者から選挙されるべき委員から辞任届が提出されましたので辞任について諮問をいたしました。

審議会からはそれぞれ「承認する」旨の答申をいただきました。

諮問された仮換地指定範囲

